

令和7年台風15号により住宅に被害を受けた場合

県産材製品を使用した住宅リフォーム 補助金の申込手続きを簡素化します

手続きの流れは裏面

対象 台風15号により住宅に被害を受けた県民の方

主な条件

- ①品質の確かな県産材製品※を10m²以上使用した住宅リフォーム
- ②設計者・施工者はしづおか木の家推進事業者に登録
しづおか木の家推進事業者の登録用紙はこちら→

- ③運用期間内に実績報告書等の必要書類を提出
※品質の確かな県産材製品その他条件等は
静岡県森林組合連合会HP（下記QRコード）を参照ください

運用期間

令和7年12月22日から令和8年2月27日まで

時期	提出が必要な書類
施行前	・不要
施工完了後	・実績報告提出書類 (リフォーム)   ・り災証明書(コピー) ・本人の口座情報 ・設計施工者情報 ・補助対象箇所がわかる図面

補助要件	品質の確かな県産材製品の使用面積	補助金額	上限額
リフォーム	仕上げ材10m ² 以上	3,500円/m ² ×使用面積m ²	14万円
森林認証材の使用量に応じて加算		1,000円/m ² ×使用面積m ²	4万円

※市町による災害救助法に基づく住宅の応急修理制度ではありません。

お問合せ先：静岡県森林組合連合会

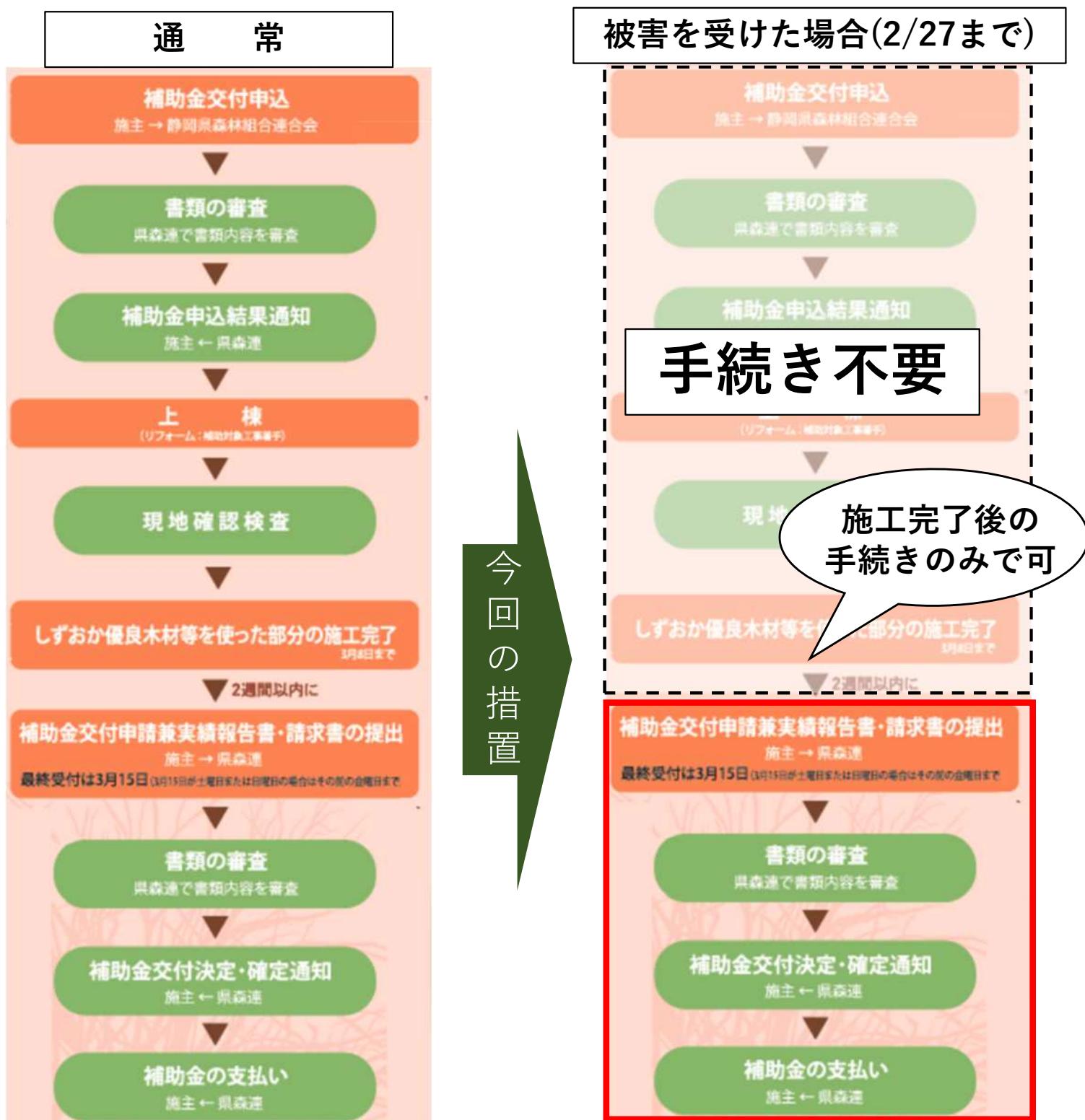
9:00~12:00 13:00~16:00

☎ 054-253-0195 ☐ s-wood@s-kenmori.net

事業の詳細
はこちら→



～県産材製品を使用した住宅リフォーム補助金手続きの流れ～



補助金申込手続き簡素化のポイント

- 補助金交付申込書及び申込結果通知の手続きを省略して、補助金交付申請兼実績報告書で手続き可能。
- 補助対象工事完了 2週間以内が経過してしまった場合でも、令和8年2月27日まで書類の提出を受け付けます。